

令和6年度 平田中学校区小中一貫教育推進協議会要綱

1 趣旨・目的

- (1) 岩国市小中一貫教育推進指針に則り、現行の学習指導要領、並びに、義務教育6－3制、小中学校の立地条件の中で、中学校区がめざす子ども像、重点目標を設定・共有し、その実現を図る。
- (2) 教員一人ひとりが、義務教育9年間を見通した学習指導や生徒指導を系統的に行い、日々の授業の質を高めることで指導力の向上を図るとともに、児童生徒については、『(1)学力の向上、(2)小中ギャップ・10歳の壁の解消、(3)自己肯定感の高揚と豊かな社会性や人間性を育む』という目的を達成させる。
なお、9カ年のカリキュラムを作成するにあたっては、現行の6－3制を基本としつつ、教育（指導）区分を4－3－2で編成する。

2 目標

- (1) めざす子ども像
『志高く、誠実に未来に向かって伸びていく子どもたちの育成』
- (2) 学校教育目標
平田小：『志高く、誠実に未来に向かって伸びていく児童の育成』
平田中：『志高く、誠実に未来に向かって伸びていく生徒の育成』
～ 学び合い 関わり合い 高め合い ～
- (3) 子どもにつけたい力
 - 【知の部会】 ○ 主体的・意欲的に学ぶ力
○ 自分の考えを表現する力
 - 【徳の部会】 ○ 互いを認め、自らを律する力
○ 「時・場・礼」を実践する力
 - 【体の部会】 ○ 心身共に健康に生活する力
○ 物事を粘り強く続けていく気力

3 推進のポイント（5つのつながり：岩国市教育委員会小中一貫教育指針）

- (1) 目標をつなぐ【縦のつながり】
 - 市 中学校区でめざす子供像を共有し、子供たちの「豊かな心と生き抜く力」の育成を図る。
 - 学 めざす子供像を共有し、学校教育目標や各教科、領域、地域の特色ある取組等の目標を9年間で達成させる。
- (2) 児童生徒の心をつなぐ【縦のつながり】
 - 市 子供たちの教育活動の連続性を高める。
 - 学 地域協育ネット（ふらっとネット）の機能を活かし、地域連携・小中連携行事を通して児童生徒の交流を活性化させ、心のつながりを深める。
※ 3部会における学校支援・地域貢献活動、並びに、小中交流活動を促進
- (3) 教職員の意識をつなぐ【斜めのつながり】
 - 市 小中学校の教職員間の「連携」と「協働」を深め、相互指導・支援を図る。
 - 学 小中一貫教育の目的を共有し、小中連携をさらに充実・深化させ、課題解決に向けて、小中学校教職員が連携し、協働で取り組む。
※ 中期（小5～中1）に対する相互指導・支援（出前授業など）を促進
- (4) カリキュラムで9カ年の学びをつなぐ【縦のつながり】
 - 市 教育課程（カリキュラム）の編成や指導形態などの工夫・改善を図り、「夢」「愛」「力」を育む教育を実践する。
 - 学 地域の特色を活かし、各教科、領域、地域の特色ある取組等の9カ年のカリキュラムを編成する。
※ 3部会における9カ年のカリキュラム（1年で3カリキュラム）を編成

(5) 家庭地域との絆をつなぐ【横のつながり】

市 コミュニティ・スクール、地域協育ネットへの取組を深化・充実させる。
学 家庭・地域と連携し、課題解決のための学校評価を充実させるとともに、情報発信を積極的に行い、家庭・地域から信頼される学校、家庭・地域に開かれた学校づくりを行う。

※ コミュニティ・スクール、地域協育ネット（ふらっとネット）、小中一貫教育に係る情報発信

※ マスコットキャラクター、のぼり旗の活用による地域内外への周知・啓発

4 組織及び、委員・・・詳細は別紙「組織図」

(1) 本会は、次に掲げる者をもって構成する。

- ① 平田小学校、平田中学校 校長
- ② 平田小学校、平田中学校 教頭
- ③ 平田小学校、平田中学校 教務主任
- ④ 平田小学校、平田中学校 小中一貫教育主任
- ⑤ その他、必要に応じて出席を依頼する者

(2) 協議会に会長1名を置く。副会長は、会長の指名により任命する。

会長は、小・中学校長のいずれかとし、協議して決定する。任期は1年とする。

(3) 事務局は、会長校に置き、業務はその教頭、並びに、教務主任又は小中一貫教育主任が執り行う。

(4) 協議会の下に、3つの部会：「知の教育部会」・「徳の教育部会」・「体の教育部会」を置く。

① 部会は、小中一貫教育研修会の中で、年間3回開催する。

なお、プロジェクトを実行するにあたり、臨時に開催することができる。

また、各校の学校運営協議会委員、並びに、平田中学校区地域協育ネット協議会（ふらっとネット協議会）委員に出席を依頼する。

② 各部会には、各校の代表者で構成される「プロジェクト企画委員会」を置く。

③ 各部会の企画・運営は、推進協議会委員、並びに、プロジェクト企画委員が行う。

④ 各校の他の教職員は、3つの部会のいずれかに所属する。

⑤ 部会においては、以下のことについて取り組む。

ア 地域協育ネットに係る地域連携行事及び、小中連携交流行事の企画・運営
イ 9カ年のカリキュラム編成

*令和6年度は、カリキュラム部会に代わって、道德教育研究推進部会（授業づくり、学校環境、評価・分析）を設置。

ウ 公開授業を通じての授業力向上

エ 児童生徒に係る情報共有と相互支援の在り方

オ 教職員の資質向上に関すること

なお、ア、イについては、教職員は所属する部会でいずれかに取り組む。

(5) その他必要な事項について、会長、副会長の協議によって決定し、協議会に諮る。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

令和元年6月6日 一部改正

令和5年6月14日 一部改正

令和6年6月12日 一部改正